

第35期横浜市児童福祉審議会 第7回保育所等における虐待担当部会

日時：令和8年9月18日（金）18:00～

場所：市役所18階 なみき9～12会議室

議事次第

1 開会

2 議題

（1）市内認可保育所におけるいじめ事案に対する検証について【報告・公開案件】

（2）虐待通報事案の状況及び対応について【報告・非公開案件】

ア 虐待該当事案の報告

イ 虐待非該当事案の報告

3 その他

4 閉会

横浜市児童福祉審議会 保育所等における虐待担当部会 委員名簿

< 第35期横浜市児童福祉審議会 保育所等における虐待担当部会 >

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	氏 名
1	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授	あかし よういち 明石 要一
2	大妻女子大学家政学部児童学科 教授	いしい あきひと 石井 章仁
3	公益財団法人かわさき市民活動センター コミュニティ事業推進課 課長	いわほり まこと 岩堀 誠
4	神奈川県弁護士会所属弁護士	おおかわ ひろゆき 大川 宏之
5	社会福祉法人尚栄福社会 理事長 すこやか諏訪保育園 園長	おくむら なおぞう 奥村 尚三
6	神奈川県立こども医療センター地域保健推進部長 総合診療部長	たのうえ こうじ 田上 幸治

第 35 期横浜市児童福祉審議会 第 7 回保育所等における虐待担当部会

事務局出席者名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	企画部長	久保田 淳
	青少年部長	白石 重紀子
	保育・教育部長	渡辺 将
	保育対策等担当部長	飯田 学
	こども福祉保健部担当部長	安達 恒介
課長	監査課長	岡崎 有希
	放課後児童育成課長	河原 大
	保育・教育支援課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課 担当課長	菊池 潤
係長	放課後児童育成課 担当係長	岡部 裕希
	保育・教育支援課 事業調整係長	永田 恵
	保育・教育運営課 担当係長	町田 健太郎

市内認可保育所におけるいじめ事案に係る検証報告について

令和 8 年 9 月 1 4 日
こども教育委員会
こども青少年局

1 概要

(1) 経緯

令和 7 年 4 月に市内の認可保育所卒園児（以下、「児童 A」（※）という。）の保護者（以下、「当該保護者」という。）から、児童 A が在園中に園内でいじめを受けた事案（以下、「本件」という。）について、当該保育所（以下、「園」という。）が適切に対応しなかったとの相談が本市にあり、横浜市児童福祉審議会の「保育所等における虐待担当部会」において、本件に関する園及び本市の対応について検証を行ってきました。

このたび、「保育所等における虐待担当部会」において本件に関する検証報告書がまとまりましたので、報告します。

【当該保護者から本市へ相談のあった事案】

	内容
事案①	・ 令和 7 年 3 月中旬に、児童 A が他の児童から、「死ね、バカ、嫌い」と書かれた手紙を受け取った。 ・ 園から当該保護者に当該事案の報告がなかった。
事案②	・ 令和 6 年 10 月に、児童 A の上に 6 人くらいの他の児童が乗ったため、児童 A は息ができなくなった。
事案③	・ 令和 6 年 10 月に、他の児童から児童 A に「太っている」などの容姿を揶揄する発言があった。
事案④	・ 令和 7 年 3 月上旬に、他の児童から児童 A に「母親を殺してやる」、「ママを消す」等の発言があった。

※児童 A：令和 6 年度に 5 歳児で、令和 7 年 3 月に卒園

1 概要

(2) 検証経過

※この表では、「保育所等における虐待担当部会」を「当部会」という。

日程	事柄	内容
3月18日(水)	当部会(第1回)開催	本件について当部会で検証することを決定
4月24日(金)	当部会(第2回)開催	事案の説明、課題の洗い出し、意見交換
5月13日(水)～ 5月26日(火)	保育園側及び行政へのヒアリング	こども青少年局監査課が実施
6月15日(月)	当部会(第3回)開催	当部会委員による保育園側及び行政への追加ヒアリング等
6月25日(木)	当該保護者への検証状況報告	
7月6日(月)	当部会(第4回)開催	当該保護者へのヒアリング
7月22日(水)	当部会(第5回)開催	報告書骨子について
8月28日(金)	当部会(第6回)開催	報告書案について

(3) 報告書の概要

- ・当該保護者から本市へ相談のあった事案①から事案④のうち、事案①、③、④について、そのような事実があったことが確認されました。事案②については、そのような事実があったことは確認できませんでした。
- ・当該保護者から相談があった事案以外にも、2件の事案が確認されました。
- ・事実が確認された5件については、いずれも、未就学児のため、いじめ防止対策推進法が規定する「いじめ」には該当しませんが、年齢以外の要件は満たしており、「いじめに相当すると考えられる行為」であるとされました。
- ・本件における園や本市の対応の問題点を検証のうえ、再発防止のための提言もいただいています。

2 事実関係

(1) 当該保護者から本市へ相談のあった事案①から事案④について

事案	確認状況
【事案①】 - 令和7年3月中旬に、児童Aが他の児童から、「死ね、バカ、嫌い」と書かれた手紙を受け取った。 - 園から当該保護者に当該事案の報告がなかった。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜園側から聴取した主な内容＞ - 令和7年3月13日に、児童Aが他の児童から折り紙に「しね ばか だいきらい」と書かれた手紙を受け取った。 - 手紙は処分されておらず、現在も園内で保管されている。
【事案②】 令和6年10月に、児童Aの上に6人くらいの他の児童が乗ったため、児童Aは息ができなくなった。	そのような事実があったことは確認できなかった。 ＜園側から聴取した主な内容＞ - 当該保護者から連絡アプリで問い合わせがあった当日に、担任を含めた職員に聴き取りをしたが、上に乗るという事案は一切なかった。その旨を当日に口頭で担任から当該保護者に伝えた。 - 令和7年11月～12月頃に、局から再度確認依頼があった時、改めて法人から園に確認したが、本件事案があったことは法人として確認できなかった。

2 事実関係

(1) 当該保護者から本市へ相談のあった事案①から事案④について

事案	確認状況
【事案③】 令和6年10月(※)に、他の児童から児童Aに「太っている」などの容姿を揶揄する発言があった。 ※時期については、令和7年10月の当該保護者からの相談では令和6年10月とされていたが、令和8年3月に当該保護者から提出された申入書では「令和6年夏以降」とされている。時期については、園側から異論は出ていない。	詳細については不明確な面もあるが、当該クラスの中で、児童Aに対しても「太っている」等の容姿に関する発言があったことが確認できた。 ＜園側から聴取した主な内容＞ - 他の児童から児童Aに「太っている」というような発言があったことは認識している。言った児童にはその場で注意しており、当該保護者にも伝えている。 - 容姿に関する発言に関しては担任が「そういうことを言うとうるさいになるだろう」と投げかけ、「その言葉は使ってはいけない言葉である」という指導はしていた。
【事案④】 令和7年3月上旬に、他の児童から「母親を殺してやる」、「ママを消す」等の発言をされた。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜園側から聴取した主な内容＞ - 令和7年3月11日頃に、児童Aが他の児童から「ママ消えればいいのに」と言われた。 - 発言した児童に対して、担任がその場で指導を行い、発言した児童は児童Aに謝った。 - 事案が起きた当日に、園から双方の保護者に説明した。

2 事実関係

(2) 事案①から事案④以外に確認された事案について

事案	確認状況
【事案⑤】 令和7年3月の卒園を間際に控えた頃、給食を食べる前に、同じテーブルに児童Aと他の児童が座っていた。その際に、故意ではないが、児童Aの唾が他の児童にかかった。他の児童は、唾をかけられたと思い、「キモイ」と言った。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜園側から聴取した主な内容＞ - 発言を聞いた職員がすぐに介入して、何が起きたか2人に説明してもらった。 - 他の児童は唾をかけられて嫌だったから言ってしまったと言った。職員は、「だからといってその言葉は相手が傷つくので違う言葉で言おうね」と話した。
【事案⑥】 令和7年の卒園を間際に控えた頃、他の児童が児童Aに何度か「ゴキブリをつけてやる」という発言を行った。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜園側の文書から確認した主な内容＞ 児童Aと他の児童の双方に対して職員が助言、指導を行い、双方の保護者にも状況の説明を行った。

3 本件における園の対応の問題点(要旨)

- (1) 本件が園によるネグレクトに該当するか
 - ・ 3 ページから 4 ページの「2 事実関係について」で確認された事実（事案②は除く）は、いずれも、いじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義における「児童等」（小学生から高校生まで）以外の要件を満たしており、報告書では、「いじめに相当すると考えられる行為」と表現する。
 - ・ 児童Aと他の児童との間に生じた行為において、園はそのつど、児童の話を聞いて指導するなど、一定程度の介入をおこなっており、ネグレクトには該当しない。
- (2) 保護者への迅速かつ適切な報告
こどもが「しね ばか だいきらい」という手紙を他の児童からもらうという重大な出来事であるにも関わらず、園は、発生から約 2 週間後に当該保護者に聞かれてから初めて報告しており、事案の重大性について認識が欠けていた。
- (3) こども同士のいじめに相当すると考えられる行為に対する認識
こども同士の行為について、園または法人として、認識が不足している部分が見受けられた。
- (4) 保護者との日常的なコミュニケーション
面談時のみならず日頃から児童Aの様子をこまめに伝えるなど、園は、当該保護者との丁寧なコミュニケーションを心がけるべきだった。

4 本件における本市の対応の問題点(要旨)

【区の対応】

- (1) 区から園への情報伝達や指導の方法
立入調査の目的や、手紙の件についての口頭指導の有無など、基本的な部分で双方の認識が食い違っており、区の意図が園に正確に伝わっていなかった。
- (2) 保護者の気持ちに寄り添った対応
区として、当該保護者の意図を汲んで、園との間に入って双方の仲立ちをするなど、当該保護者の気持ちに寄り添った対応を行うべきだった。
- (3) 保護者へのフォローアップ体制
区は、当該保護者に送ったメールの返信を待つという受け身な姿勢ではなく、しばらく返信がなければ電話で確認する等のフォローアップを行うことが望ましかった。

【局の対応】

- (1) 口頭指導の方法
局が園に対して電話で行ったとされる口頭指導について、園には口頭指導を受けたという認識が無く、局の電話の意図は園にほとんど伝わっていなかった。
- (2) 指導案件の「終結」の判断方法
運営指導マニュアルに沿った対応（口頭指導案件については基本的に区で終結を判断）だったが、ルール自体の見直しが必要。

5 再発防止のための提言

(1) こども同士の関わりに関する理解の促進

- ・市として、幼児の理解についての研修を実施し、市内の保育所等の受講を促進すること
- ・市として、こども同士のいじめに相当すると考えられる行為や、こども同士の不適切な関わりについて、実際に起きた事例をとりまとめて市内の保育所等に共有し、各園の研修等での活用を促すこと
- ・市内の保育所等においては、こども同士の関わり方や保育者の介入方法について、研修や日々の保育を通じて、保育者同士の意見交換を随時行い、異変に気づきやすい環境を作ること

(2) 園による保護者への迅速・適切な報告や保護者との円滑なコミュニケーションを推進できる仕組みづくり

- ・市として、保育所等の危機管理や「報・連・相」、保護者とのコミュニケーション等についての研修を実施し、市内の保育所等の受講を促進すること
- ・市内の保育所等においては、異変の察知、園長や法人への報告・連絡・相談、保護者への報告について、マニュアル等で手順を定めること
- ・市内の保育所等においては、各園や法人で実施している研修の方法を工夫し、動画の視聴等に留まらず、保育者同士が積極的に意見交換や日々の保育の振り返りを行えるような、より実践的な研修を行うこと

(3) 市職員が保護者に寄り添った対応を行える体制の構築

市として、区や局の職員を対象に、相手の立場に立って考える共感力、傾聴力、保護者と保育所等の間に入って円滑に調整するスキル等、総合的な対応力を高められるような研修を行うこと

5 再発防止のための提言

- (4) 保育所等への口頭指導方法の見直し等
 - ・口頭指導の方法について改善を図ること
 - ・保育所等への運営指導を行った際の「終結」の判断方法について見直しを行うこと
- (5) 児童及び保護者に対する支援
市として、児童と保護者が、それぞれの状況に合わせて、区役所などの関係機関から適切なサポートを受けられるよう、支援すること
- (6) 保育の質の向上に向けた人材確保
市として、保育士と幼稚園教諭の養成校や市内保育所等と連携して、保育の質の向上に向けた人材確保の取組を引き続き進めること

6 再発防止のための提言を踏まえた本市の対応

保育現場におけるこども同士の関わりへの理解を深めるための研修を充実させるとともに、保護者への迅速・適切な情報共有や相談支援体制の強化を進めます。

(1) こども同士の関わりに関する理解の促進

保育現場におけるこども同士の関わりへの理解をさらに深めるため幼児期の発達特性やこども同士のトラブルへの適切な介入方法に関する研修を充実させます。また、市内で発生した事例を共有し、保育者一人ひとりが小さな変化やサインを見逃さず、適切に対応できる環境づくりを進めます。

(2) 園による保護者への迅速・適切な報告や保護者との円滑なコミュニケーションを推進できる仕組みづくり

保育所等においてこどもへの影響が懸念される事案が発生した際には、速やかに保護者に報告し、保護者と連携して対応していくことを各施設へ改めて周知徹底します。また、危機管理や保護者対応に関する研修を実施するとともに、各施設におけるマニュアル整備を促進し、組織的に適切な対応が行われる体制づくりを支援していきます。

(3) 市職員が保護者に寄り添った対応を行える体制の構築

区局の職員が保護者の不安や悩みに丁寧に関わりながら、園と保護者の橋渡し役として適切な支援を行えるよう傾聴力や共感力、調整能力の向上を図るとともに、職員に求められるスキルが着実に身につくよう体系的な研修体制を整備します。保護者への相談後のフォローアップについてルール化し、市内全区において同じ水準で対応できるようにしていきます。

6 再発防止のための提言を踏まえた本市の対応

(4) 保育所等への口頭指導方法の見直し等

指導内容が確実に伝わるよう口頭指導の実施にあたっては、冒頭で指導であることを明確に伝えるとともに、指導内容を文書で共有する仕組みを本年9月中に導入します。また、不適切保育が疑われる事案の終結判断についても、区局が連携して確認し、より客観性と実効性の高い運用へ本年9月中に改善します。

(5) 児童及び保護者に対する支援

区の保育担当が母子保健担当や児童相談所の相談支援部門などの関係機関と連携し、児童及び保護者が適切なサポートを受けられるよう支援していきます。

(6) 保育の質の向上に向けた人材確保

保育士と幼稚園教諭の養成校の在学生への修学資金貸付や保育士の宿舍借り上げの支援のほか、本市独自の手厚い保育士配置基準や処遇改善等、引き続き採用と定着の両面から保育士の人材確保に取り組んでいきます。

市内認可保育所におけるいじめ事案に係る
検証報告書

令和8年9月
横浜市児童福祉審議会

市内認可保育所におけるいじめ事案に係る検証報告書 目次

はじめに

第1 検証の進め方	1
1 検証に至る経緯	1
2 本件の制度上の位置づけ	2
3 児童福祉法に基づく検証の必要性	2
4 検証の目的	2
5 検証スケジュール	2
第2 検証の状況	3
1 横浜市の対応経過等	3
(1) 当該保護者から横浜市へ相談のあった事案	3
(2) 横浜市の対応経過	4
2 事実関係について	12
(1) 当該保護者から横浜市へ相談のあった事案①から事案④について	12
(2) 事案①から事案④以外に確認された事案について	13
(3) その他	14
3 本件における当該園の対応の問題点	14
(1) 本件が当該園によるネグレクトに該当するか	14
(2) 保護者への迅速かつ適切な報告	15
(3) こども同士のいじめに相当すると考えられる行為に対する認識	16
(4) 保護者との日常的なコミュニケーション	16
4 本件における横浜市の対応の問題点	17
(1) 区の対応について	17
(2) 局の対応について	19
第3 再発防止のための提言	20
1 こども同士の関わりに関する理解の促進	20
2 園による保護者への迅速・適切な報告や保護者との円滑なコミュニケーションを推進できる 仕組みづくり	21
3 市職員が保護者に寄り添った対応を行える体制の構築	21
4 保育所等への口頭指導方法の見直し等	22
5 児童及び保護者に対する支援	22
6 保育の質の向上に向けた人材確保	22

おわりに

市内認可保育所におけるいじめ事案に係る検証報告書

はじめに

この報告書は、令和6年度に市内の認可保育所（以下、「当該園」という。）において発生した事案（以下、「本件」という。）について検証した結果を取りまとめたものである。

未就学児の発達段階等を踏まえ、保育所や幼稚園におけることも同士のトラブルについては、学校におけるいじめとは異なる性質のものとして整理されており、「いじめ防止対策推進法」の対象とはなっていない。

この点について、国は「幼児期は、他者との関わり合いの中で、様々な葛藤やつまずきなどを体験することを通して、将来の善悪の判断につながる、やってよいことや悪いことの基本的な区別ができるようになる時期」であり、「そうした幼児期の特性を踏まえると、幼児の行動をいじめや暴力行為として扱うことについては、慎重に考える必要があるため」、幼稚園におけるいじめや暴力行為についての実態を政府として把握していない、としている。また、「いじめ防止対策推進法」の対象に幼稚園児を加えるかどうかについては、同法が議員立法であることも踏まえ、その必要性も含めて、まずは国会で議論すべき、との見解を示している（令和6年4月12日答弁第72号より。）ことから、国会での今後の議論が待たれるところである。

一方、保育所等において、児童の間でいじめに相当すると考えられる行為が発生した場合に、保育所等が対応せずに放置することは「ネグレクト」として虐待に該当する。令和7年10月の児童福祉法改正により、保育所等において虐待が疑われる事案について、行政が対応した場合には、児童福祉審議会へ報告することが義務付けられた。これを受けて、横浜市では横浜市児童福祉審議会に「保育所等における虐待担当部会」（以下「当部会」という。）を設置している。本件について、仮に、主張されるような行為が放置されている場合には、ネグレクトに該当する可能性があるため、児童福祉や子どもの発達、法的観点などの専門的な視点を有し、かつ行政職員を含まない機関において検証を行うことが望ましいので、当部会で検証することとした。

なお、本件における検証は、関係者への懲戒や民事・刑事上の責任追及等を目的とするものではなく、保育所等や横浜市が事案に適切に対処し、児童の成長に関わる全ての関係者が事態に向き合うことで、同種事案の再発防止を図るために行うものである。

第1 検証の進め方

1 検証に至る経緯

令和7年4月に、市内の認可保育所卒園児（以下、「児童A」（※）という。）の保護者（以下、「当該保護者」という。）から、児童Aが在園中に園内でいじめを受けた事案について、当該園が適切に対応しなかったとの相談が横浜市にあり、横浜市として調査及び当該園への指導等を行ってきた。令和8年3月9日には、当該保護者等が本件について記者会見を実施し、併せて、当該保護者からの申入書を横浜市が受領した。横浜市では申入書の趣旨を真摯に受け止め、当部会において、本件への当該園及び横浜市の対応について検証を行うこととした。

※児童A：令和6年度に5歳児で、令和7年3月に当該園を卒園。

2 本件の制度上の位置づけ

本件は、未就学児が認可保育所在園中に受けたとされる行為に関するものであり、児童Aは、いじめ防止対策推進法第2条第1項の「児童等」すなわち「学校に在籍する児童又は生徒」（同条第3項）にあたらぬ。したがって、本件について、同法を直接適用することはできない。

一方で、児童の心身に重大な影響が生じている疑いがある点では、同法第28条の「重大事態」対応の理念及び考え方と共通する性質を有するものと考えられる。

3 児童福祉法に基づく検証の必要性

児童福祉法第1条は、すべての児童について、年齢や就学状況を問わず保護されるべき存在であることを定めている。また、同法第8条により、市町村は児童福祉に関する事項を調査・審議させるため、児童福祉審議会を設置し、意見を求めることができると定めている。

本件は、「認可保育所における児童の心身被害」、「園および行政の対応の妥当性」が問題となっており、児童福祉の確保に直接関わる事項であるため、児童福祉法に基づき、児童福祉審議会として検証を行うことが妥当である。

よって、本件については、児童福祉法第33条の15に基づき、横浜市児童福祉審議会「保育所等における虐待担当部会」で検証を行った。

児童福祉審議会「保育所等における虐待担当部会」委員名簿（敬称略・五十音順）

所属・役職等	氏名
千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授	明石 要一（あかし よういち）
大妻女子大学家政学部児童学科 教授	石井 章仁（いしい あきひと）◎
公益財団法人かわさき市民活動センター コミュニティ事業推進課 課長	岩堀 誠（いわほり まこと）
神奈川県弁護士会所属弁護士	大川 宏之（おおかわ ひろゆき）
社会福祉法人尚栄福祉会 理事長 すこやか諏訪保育園 園長	奥村 尚三（おくむら なおぞう）
神奈川県立こども医療センター 地域保健推進部長 総合診療部長	田上 幸治（たのうえ こうじ）

◎印：部会長

4 検証の目的

本件について、横浜市が調査した結果に基づき、いじめ事案①から④の事実確認を行うとともに、起きた事実に対する当該園の対応や横浜市の指導の妥当性について検証し、課題の抽出と検討を行う。また、今後このようなことが起きないように、広義の再発防止策を検討する。

5 検証スケジュール

日程	事柄	内容
3月18日(水)	当部会（第1回）開催	本件について当部会で検証することを決定
4月24日(金)	当部会（第2回）開催	事案の説明、課題の洗い出し、意

		見交換
5月13日(水)～ 5月26日(火)	保育園側及び行政へのヒアリング	こども青少年局監査課が実施
6月15日(月)	当部会（第3回）開催	当部会委員による保育園側及び行政への追加ヒアリング等
6月25日(木)	当該保護者への検証状況報告	
7月6日(月)	当部会（第4回）開催	当該保護者へのヒアリング
7月22日(水)	当部会（第5回）開催	報告書骨子について
8月28日(金)	当部会（第6回）開催	報告書案について

なお、本報告書は、横浜市こども青少年局のホームページで公表するほか、横浜市を通じて、市内の保育・教育施設に周知する。

第2 検証の状況

1 横浜市の対応経過等

(1) 当該保護者から横浜市へ相談のあった事案

	内容
事案①	- 令和7年3月中旬に、児童Aが他の児童から、「死ね、バカ、嫌い」と書かれた手紙を受け取った。 - 園から当該保護者に当該事案の報告がなかった。
事案②	令和6年10月に、児童Aの上に6人くらいの他の児童が乗ったため、児童Aは息ができなくなった。
事案③	令和6年10月に、他の児童から児童Aに「太っている」などの容姿を揶揄する発言があった。
事案④	令和7年3月上旬に、他の児童から児童Aに「母親を殺してやる」、「ママを消す」等の発言があった。

(2) 横浜市の対応経過

この時系列は、検証にあたり横浜市から当部会へ報告があった対応経過である。

この項以降、中区こども家庭支援課を「区」、こども青少年局保育・教育運営課を「局」という。

時期	対応者	内容
令和7年 4月9日	区	当該保護者が区へ来庁し、以下の相談があった。(事案①) ・児童Aが他の児童から「死ね、バカ、嫌い」と書かれた手紙を3月中旬に受け取っていたことを3月24日に児童A本人から聞いた。 ・園に確認したところ「園で道徳の授業を行い、手紙はその場で廃棄した」と説明を受けた。 ・当該事案について、園から当該保護者への説明がなかった理由として、「3月上旬にも同児童間でトラブルがあり、立て続けに報告すると心配をかけるため伝えなかった」との説明を受けた。 当該保護者は、他の児童から手紙を渡された件について、区に対して園への聞き取り及び結果の共有を希望した。
4月16日 18日	区	調査に向け、当該保護者から、園とのやり取りをまとめた資料等の提供を受け、調査における匿名性等について当該保護者に確認した。
4月21日	区・局	区および局職員による園への立入調査（園長へのヒアリング）。 ・事案①について、手紙が渡された事実を確認した。 ・当該事案について、園から当該保護者への報告が行われていなかった事実を確認した。 園長からは、「道徳の授業を行った」「手紙の件を伝えなかったことは申し訳なかった」「今後何かあれば必ず該当の保護者へ伝える」との説明があった。 区からは「手紙についてはその日に報告をして対応すべき事案」であること、局からは「後はきちんと報告することが必要」であることを伝達した。
4月23日 ～24日	区・局	立入調査結果を踏まえ、以下のとおり、今後の対応方針を確認した。 ・事案①は、こどもへの影響が懸念される事案であり、把握後速やかに当該保護者へ伝え、当該保護者と連携して対応が必要であり、園に対して口頭指導を実施する。 ・立入調査時の園の説明内容を、当該保護者へ伝達する。

4月28日	区	区から園に対し、以下の内容について口頭指導を実施した。 ・手紙の事案は、把握後速やかに当該保護者に伝え、連携して対応すべき事案であること。 ・引き続き、当該保護者に対して、丁寧な対応・説明が必要であること。 ・こどもを中心とした保育環境の確保が重要であること。 ・区と園が連携し、より良い保育環境を整えていくこと。
4月30日	区	区から当該保護者に対して、電話で、4月28日の園への口頭指導の内容等について伝えた。 当該保護者から、「園はこどものことを最優先に考えていないのではないか」との認識が示され、園に改めて説明を求める要望があった。 要望を受け、区から園に対して、当該保護者が園に再度説明を求めている旨を伝えることとした。
同日	区	区から園に対して、電話で、以下の内容を伝えた。 ・当該保護者は、園からのこれまでの回答について、「こどもへの配慮についての言及がなく、当該保護者から指摘されたため、(手紙のことを当該保護者に)言うべきだったと説明している」と受け止めていること。 ・当該保護者は園に対して「こどものことを考えた対応・回答」であることが分かる説明を改めて求めていること。
5月12日	区	当該保護者から区に対し、メールで、「園からメールで回答があったが、こどものことを考えた内容とは受け取れなかったため、区から再度要望を伝えてほしい」との意向が示された。 区から当該保護者に対して、以下の内容をメールで送信した。 ・園からの回答については、区が当該保護者から聞いた意向が、十分に園に伝わらなかった可能性があること。 ・区が間に入ることで、当該保護者の意向が正確に伝わらない可能性があり、いただいたメールを園に共有したいこと。 ・区では、不適切保育等の相談があった際には、区が間に入り、状況を確認することがあるが、今回の件については、当該保護者と園の双方で話しあっていただく内容であること。 ・事案①について、これ以上、区が間に入って調整することはできかねること。当該事案以外で気になることがあれば、またご連絡いただきたいこと。 このメール送信以降、区に対して当該保護者からの返信等なかった。
8月19日	区・局	当該保護者からの新たな要望及び園からの相談等がなかったため、区局で協議のうえ、事案①の対応は終結とした。

10月7日	局	局が、当該保護者の関係者から事案①に加え、新たに事案②③④に関する相談を受理した。 局から当該保護者に電話し、事案①～④について局として事実確認等を行うことを説明し、そのために必要な園とのやり取りの内容について情報提供を依頼した。 この電話の中で、区が5月12日に当該保護者へ送信したメールについて、当該保護者に届いていなかったことが判明した。
10月10日	局	当該保護者から局に対して、メールで、当該保護者と区や園とのやり取りの内容について情報提供があった。 当該保護者からは、今後同様の事案が起きないように、園・法人および区の対応の事実確認や、対応が本当に適切であったのか検証してほしいとの要望をいただいた。
同日	局	局から当該保護者に対して、メールで、提供いただいた資料を事実確認のため、園へ提示することが差し支えないか確認を行うとともに、事実確認に時間をいただきたい旨を伝えた。 また、区から送信したメールが届いていない点について、区から5月12日に送信している旨を伝え、受信の確認を依頼した。
同日	局	当該保護者から局に対して、メールで連絡があり、提供資料の園への提示について了承いただいた。また、区からの5月12日付のメールについては、該当するメールの受信が確認できなかったため再送してほしいとの要望をいただいた。
同日	区	5月12日付のメールを区から当該保護者へ再送した。
同日	局	当該保護者から局に対して、メールで、区が再送したメールの受信ができた旨及び以下の内容について連絡があった。 ・他の相談機関に相談したところ、事案①は不適切であるとの認識であり、区の考えと相違がある。
10月15日	局	局から当該保護者へ対し、メールで、以下の内容を回答した。 ・事案①に関しては、園の当初の対応が適切ではなかったということについては、局も同様の認識であること。 ・原因究明や今後どのようにケアなどを進めていくかという点で、法人や園と当該保護者の間でずれが生じているのではないかと考えていること。 ・当該保護者が今後、法人や園、区にどのような対応を求めているか確認させていただきたいこと。 ・当該保護者のご意向に基づいて、状況の確認や園へ意見を伝えていくこと。

10月16日	局	当該保護者から局に対して、メールで、以下の内容について連絡があった。 ・当事者としては、区との認識に大きな差があると感じている。 ・現在、市としては園の当初の対応は「適切ではなかった」という認識でよいか。
同日	局	局から当該保護者に対して、メールで、以下の内容を回答した。 ・現時点での局の認識については10月15日のメールで回答したとおりだが、改めて、現状いただいている情報等をもとに、区や園に事実確認を進めていく。
10月19日	局	当該保護者から局に対して、メールで、以下の内容の連絡があった。 ・改めて区や園の対応への事実確認の依頼と、局が行った調査記録等の提供の依頼があった。 ・当該保護者としては、事実関係を明確にした上で今後の対応を検討したいとのこと。
10月22日	局	局から当該保護者に対して、メールで、以下の内容を回答した。 ・事実確認の結果を伝えることは可能であるが、調査におけるヒアリング記録等は横浜市の所有する行政内部情報にあたるため、データの提供や閲覧をいただくことはできないこと。 ・法人が所有する各種記録簿等については、法人の保有する情報であり、閲覧を希望する場合は法人と直接やりとりいただくようになること。
10月26日	局	当該保護者から局に対して、メールで、10月22日の局からの回答について、承知した旨及び再調査の結果次第で検討すると連絡があった。

11月11日	局	局職員が園へ立入調査を実施し、事案①～④について、以下のとおり事実確認等を行った（園長へのヒアリング）。 <事案①> ・手紙が渡されたことは事実であることを確認した。当該保護者対応等の詳細については、当時の記録を確認のうえ、後日回答するように求めた。 <事案②・③> ・園内で状況を確認のうえ、後日回答するよう求めた。 <事案④> ・当該保護者に関する発言があったことは事実であり、事案発生日当日に当該保護者へ状況説明等が行われていたことを確認した。
11月19日	局	当該保護者から局に対し、メールで、児童AがPTSDと診断されたとの情報提供があった。
12月19日	局	局が立入調査及び後日園や法人から提出された資料をもとに、事案①～④について、以下の通り確認した。 <事案①> ・事案発生から当該保護者からの問合せまでの間、園から当該保護者への報告等が行われていなかったことを改めて確認した。 <事案②> ・児童の上に他の児童が乗った事案については、事実を確認できなかった。 <事案③> ・他の児童による容姿に関する発言があった事実を確認した。あわせて、園において他の児童への指導および当該保護者への共有が行われていたことを確認した。 <事案④> ・当該保護者に関する発言があったことは事実であり、事案発生日当日に当該保護者へ状況説明等が行われていたことを確認した。
同日	局	局において、以下のとおり、園に対する指導方針を決定した。 ・事案①のような、こどもへの影響が懸念される事案が発生した場合には、速やかに保護者へ状況を報告する必要があることについて、法人及び園に対し、改めて口頭指導を行うこととした。

同日	局	局から法人及び園に対し、以下の内容について口頭指導を実施した。 ・事案①のようなこどもへの影響が懸念される事案が発生した場合には、速やかに保護者へ状況を報告する必要がある。
同日	局	局から区へ、区の対応についての認識を確認した。 区としては、事案①はこどもへの影響が懸念される事案であり、当該保護者へ状況を速やかに報告し、園と家庭でこどもの様子などを共有しながらこどもの心のケア等を行っていくべき事案との認識を持って対応していたことを確認した。
12月19日	局	局から当該保護者へメールで連絡し、事案①～④に関する事実確認結果及び法人と園への指導内容について説明した。 併せて、区と園の対応について確認した事項を以下のとおり説明した。 【区の対応について】 ・区としても、事案①はこどもへの影響が懸念される事案であるため、当該保護者に状況を速やかに報告し、園と家庭でこどもの様子などを共有しながらこどもの心のケア等を行っていく事案であったという認識を持っていたが、園や当該保護者とやり取りする中でうまく伝えられなかった。 【園の対応について】 ・事案①は、こどもへの心理的影響が懸念される事案であったと園も認識している。当初、当該保護者への報告を見送ったが、園及び法人としても、事案発生時点で速やかに報告すべきであったと振り返っている。再発防止に向け、園はこどもの様子や他の児童との関係性を丁寧に観察し、家庭と情報共有しながら対応する方針としている。 ・市としても、事案①は園と家庭が連携してこどもの心のケアを行うべき事案であったと認識しており、現在は園及び法人も同様の認識を有していることを確認した。
12月19日～12月26日	局	当該保護者と局の間でメールで連絡を随時実施した。 当該保護者からは、事案①～④に関する事実確認の調査手法等についての問い合わせや、今後の対応について検討に時間をいただきたい旨連絡があった。
令和8年1月5日	局	当該保護者から局に対し、メールで連絡があり、園からの説明内容と局が行った事実確認結果について一致していない点があるため、整理してほしいとの要望があった。

1月7日	局	局から当該保護者に対し、メールで、以下の内容を回答した。 ・当初相談いただいた内容に関する事実確認結果については12月19日に伝えた内容のとおりであること。 ・現時点では、改めて調査等を行う予定はないこと。 ・追加で確認を要する具体的な事項があれば、再度調査等を行う場合もあること。
1月21日	局	当該保護者から局に対し、メールで、要望書が提出された。 【要望内容（要旨）】 1 トリガーとなり得る特定の保育士数名（園長を含む）について、異動を含めた配置の見直し 2 相互交流や散歩等において、こどもが当該保育士と遭遇しないための、具体的かつ実効性のある環境調整 3 こどもの心理的回復および安全確保のための継続的なケアおよび配慮（最優先事項） 4 本件を個別の対応ミスとしてではなく、不作為を含む対応の経過全体として整理し、ガイドライン（※）に則った原因分析および再発防止策の検討 ※こども家庭庁 令和7年8月改訂「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応に関するガイドライン」
1月28日	局	局から当該保護者に対し、メールで、以下のとおり回答した。 ・要望内容1 運営法人の人事については、行政の運営指導の権限の範囲外の事項となるため、対応は難しい。当該保護者の要望を法人・園に伝えることは可能である。 ・要望内容2 相互交流や散歩等の制限をかけることについて、指導権限での対応は難しい。当該保護者の要望を法人・園に伝えることは可能である。 ・要望内容3 当該保護者からの了承があれば、法人・園に伝えることは可能である。 ・要望内容4 今後、外部の方にご意見をいただくことも検討する。 併せて、日々の保育の中でこどもへの影響が懸念される事案が発生した場合は、速やかに当該保護者にも報告し、園と家庭でこどもの様子などを共有しながらこどもの心のケア等を行っていくよう改めて法人・園に伝えると回答した。

2月4日	局	当該保護者から局に対し、メールで、児童Aの現状についての報告及び今後の対応について検討している旨の連絡があった。
3月9日	局	当該保護者等が記者会見を実施した。併せて、当該保護者からの申入書を局が受領した。 【申入書】(抜粋) 1. 申し入れの趣旨 (1) 本事案を、東京都港区の先例(「港区教育委員会いじめ問題ケース会議」)に倣い、幼児を対象とした事案であってもいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号(重大事態)に係る調査に準じたものとして認定すること。 (2) 横浜市局および教育委員会が緊密に連携し、外部有識者(弁護士、臨床心理士、教育専門家等)で構成される「第三者調査委員会」を速やかに設置し、事実調査および再発防止策の策定を行うこと。 (3) 調査プロセスにおいて、申入人らに対し適宜報告を行い、最終報告書案に対する「所見」を提出する機会を保障すること。 (2. 省略) 3. 具体的な調査および要望事項 (1) 本件の事実経過及び園・法人・市の対応プロセスの事実調査 (2) 園のいじめへの対応および行政の指導の妥当性の検証 (3) 現在のPTSD発症と在園時の体験との因果関係の認定 (4) トリガーとなる保育士の配置転換勧告を含む、実効性のある再発防止策の策定
3月18日	局	横浜市児童福祉審議会の保育所等における虐待担当部会を開催した。 部会において検証を実施することを報告した。
3月26日	局	局から当該保護者の代理人へ、書面で以下の内容を報告した。 ・ 申入者への対応について、横浜市の附属機関である当部会において、保育に関する知見を有した学識経験者や関係法令に通じた法律の専門家などにより検証を実施すること。

2 事実関係について

(1) 当該保護者から横浜市へ相談のあった事案①から事案④について

事案	確認状況
【事案①】 - 令和7年3月中旬に、児童Aが他の児童から、「死ね、バカ、嫌い」と書かれた手紙を受け取った。 - 園から当該保護者に当該事案の報告がなかった。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜保育園側から聴取した内容＞ - 令和7年3月13日に、児童Aが他の児童から折り紙に「しね ばか だいきらい」と書かれた手紙を受け取った。 - 園から当該保護者への説明は、令和7年3月25日だった。 - 手紙は処分されておらず、現在も園内で保管されている。
【事案②】 令和6年10月に、児童Aの上に6人くらいの他の児童が乗ったため、児童Aは息ができなくなった。	そのような事実があったことは確認できなかった。 ＜保育園側から聴取した内容＞ - 当該保護者から連絡アプリで問い合わせがあった当日に、担任を含めた職員に聴き取りをしたが、上に乗るという事案は一切なかった。 - その旨を当日に口頭で担任から当該保護者に伝えた。 - 死角が絶対的にないフロアーではないが、死角があることを共有して保育している。 - 保育者が見えないところに6人の園児が行こうとしたら、そもそも止めていると思う。 - 令和7年11月～12月頃に、局から再度確認依頼があった時、改めてこの事案があったかなかったか法人としても園に確認したが、本件事案があったことは法人として確認できなかった。
【事案③】 令和6年10月(※)に、他の児童から児童Aに「太っている」などの容姿を揶揄する発言があった。 ※時期については、令和7年10月の当該保護者からの相談では令和6年10月とされていたが、令和8年3月に当該保護者から提出された申入書では「令和6年夏以降」と	詳細については不明確な面もあるが、当該クラスの中で、児童Aに対しても「太っている」等の容姿に関する発言があったことが確認できた。 ＜保育園側から聴取した内容＞ 他の児童から児童Aに「太っている」というような発言があったことは認識している。言った児童にはその場で注意しており、当該保護者にも伝えている。

されている。時期については、保育園側から異論は出ていない。	・容姿に関する発言に関しては担任が「そういうことを言うとういう思いになるだろう」と投げかけ、「その言葉は使ってはいけない言葉である」という指導はしていた。 ・なお、児童Aだけに「太っている」と言っていたわけではなく、同じクラスの他の子ども「自分は太っている」と自ら口にすることもあった。
【事案④】 ・令和7年3月上旬に、他の児童から「母親を殺してやる」、「ママを消す」等の発言をされた。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜保育園側から聴取した内容＞ ・令和7年3月11日頃に、児童Aが他の児童から「ママ消えればいいのに」と言われた。 ・発言した児童に対して、担任がその場で指導を行い、発言した児童は児童Aに謝った。 ・事案が起きた当日に、園から双方の保護者に説明した。当該保護者には「児童Aの様子を翌日に園にも共有いただきたい」と伝えた。翌日、当該保護者から児童Aの様子について「特に大丈夫です」と言われた。

(2) 事案①から事案④以外に確認された事案について

当該園に対する調査の結果に基づき、次の2件の事案が確認された。

事案	確認状況
【事案⑤】 ・令和7年3月の卒園を間際に控えた頃、給食を食べる前に、同じテーブルに児童Aと他の児童が座っていた。その際に、故意ではないが、児童Aの唾が他の児童にかかった。他の児童は、唾をかけられたと思い、「キモイ」と言った。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜保育園側から聴取した内容＞ ・発言を聞いた職員がすぐに介入して、何が起きたか2人に説明してもらった。 ・他の児童は唾をかけられて嫌だったから言ってしまったと言った。職員は、「だからといってその言葉は相手が傷つくので違う言葉で言おうね」と話した。 ・他の児童は、いけなかったという認識が話の中で生まれてきたので、わかった様子だったが、児童Aはその話の中で納得がいかなかったようだったので、職員は、「何か思うところがあるなら伝えてみたら」と言った。

【事案⑥】 ・令和7年の卒園を間際に控えた頃、他の児童が児童Aに何度か「ゴキブリをつけてやる」という発言を行った。	そのような事実があったことが確認できた。 <保育園側の文書から確認した内容> ・児童Aと他の児童の双方に対して職員が助言、指導を行い、双方の保護者にも状況の説明を行った。
---	---

(3) その他

事案	確認状況
【区の対応に関する当該保護者の認識】 ・令和7年4月9日に、事案①について区に相談した際、区は「不適切保育ではないが、月末に園に行く際、話を聞いてみる」と言った。	そのような事実は確認できなかった。 <区の認識> ・4月9日に当該保護者が来庁した際、「月末に園に行く際、話を聞いてみる」と言ったのは事実。 ・「不適切保育」という言葉を使っているのは当該保護者である。当初、当該保護者は転園申請の話だったが、手紙の事案について園の対応が十分でなかったことについての話があり、その中で、当該保護者から園で不適切保育があるのではないかと思っているとの話があった。 ・事実確認をしていない段階で区からは不適切保育がある、ないなど発言しない。窓口の対応時も不適切保育ではないとは発言していない。

3 本件における当該園の対応の問題点

(1) 本件が当該園によるネグレクトに該当するか

・いじめ防止対策推進法の「いじめ」は「学校に在籍する児童又は生徒」を対象としているため（同法第2条第1項及び第3項）、前記第2項「事実関係について」で認定した事実は、いずれも、同法の「いじめ」にはあたらない。

一方、同法第二条では「いじめ」の定義を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」としている。

・上記2(1)及び2(2)で確認した事案①、③、④、⑤、⑥は、いずれも、同法の「いじめ」の定義における「児童等」（小学生から高校生まで）以外の要件を満たしているため、本報告書においては、以下、「いじめに相当すると考えられる行為」と表現する。

・また、こども家庭庁及び文部科学省が定める「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）では、職員が「当該保育所等に通う他のこども」による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待として掲げられる

行為等を放置することを保育所等における虐待のうち「ネグレクト」と位置づけている。いじめに相当すると考えられる行為は、「当該保育所等に通う他のこども」による心理的虐待として掲げられる行為にあたりと認められるため、保育所等において、保育所等に通うこどもの間でいじめに相当すると考えられる行為が発生した場合に、保育所職員がこれを放置することは、保育所等における虐待のうち「ネグレクト」にあたる。

そして、保育所等において、児童の間でいじめに相当すると考えられる行為が発生した場合、保育者はこれを放置せず、適切に介入することが求められる。

【参考】国のガイドライン「令和7年8月改訂(令和8年4月一部改訂)版」p4(抜粋)

3. 保育所等における虐待について

(1) 虐待について

○ 保育所等における虐待とは、職員がこどもに行う次の行為をいう。(改正児童福祉法第33条の10第1項)

- ① 身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

・本件に関して、当該園は、事案①の手紙の件については、手紙を渡した他の児童に聞き取りを行い、児童Aに謝るよう指導しており、その結果、他の児童は児童Aに謝っている。また、事案③の容姿に関する発言については、発言した児童にその場で注意している。併せて、事案④「ママ消えればいいのに」の発言についても、発言した他の児童をその場で指導し、他の児童は児童Aに謝っている。

・このように、児童Aと他の児童との間に生じた行為において、当該園はそのつど、児童の話聞いて指導するなど、一定程度の介入をおこなっており、こども同士の間に起きたいじめに相当すると考えられる行為を放置したとまでは言えず、当該園の行為はネグレクトには該当しない。

(2) 保護者への迅速かつ適切な報告

・本件において、当該園は、令和7年3月11日頃に発生した事案④「ママ消えればいいのに」の発言については、事案が発生した当日に、当該保護者に説明し、児童Aの様子を翌日に園に共有してほしいと伝えたほか、発言した他の児童の保護者にも説明している。

・一方、同年3月13日に発生した事案①「しね ばか だいきらい」の手紙の件については、当該園は、ただちに当該保護者に起きた事実を説明することはなかった。当該保護者が3月24日に児童Aから手紙の話を聞き、3月25日の朝、当該園に連絡アプリで問い合わせたところ、同日の夕方に、担任が当該保護者に事実を説明した。

・手紙の件を当該保護者にすぐに伝えなかった理由について、当該園は、「数日前に当該保護者に『ママ消えればいいのに』の件を伝えただけだったので、当該保護者に心配をかけたくない

かった」「保育者が介入して、こども同士で解決できたからそれでいいと思った」と説明した。

- ・しかしながら、こどもが「しね ばか だいきらい」という手紙を他の児童からもらうという重大な出来事であるにも関わらず、事案発生から2週間弱が経過し、当該保護者から聞かれて初めて説明した、という点において、当該園は事案の重大性について認識が欠けていたと言わざるを得ない。事案①は、手紙をもらった児童Aへの影響を考慮すると、当該園と当該保護者の双方で児童Aの様子を確認しながら児童Aのケアを行うべき事案であり、こどものことを考えて、発生後速やかに当該保護者に伝えることが必須であった。

- ・こども同士の行為であっても、保護者に対して速やかに報告し、行為をされた児童の保護者、行為をした児童の保護者、園の3者で話し合ってこどもの心のケアを行うなど、関係者全員がこどもの方を向いて対応する必要がある。

- ・事案①の当該保護者への説明にあたって、当該園は、どのように説明するかについて、園長と担任で事前に話し合ったが、実際の説明は担任が一人に対応し、他に立ち会う職員はいなかった。また、夕方のお迎えの時間に、保育室の前で40分程度立ったまま説明を行った。保護者に重要な説明をする際は、1対1ではなく複数で対応し、他の保護者に話を聞かれないスペースで行うことが望ましい。

- ・併せて、当該園では、手紙の現物を保管していたものの、当該保護者に現物を見せることはなく、結果的に、当該保護者は、手紙が処分されたと誤認するに至った。

(3) こども同士のいじめに相当すると考えられる行為に対する認識

- ・事案①の手紙の件について、当該園は「保育者が介入して、こども同士で解決できたから」当該保護者に言わなかった、としている。また、「そもそも、保育園のこどもを見ている中で、職員にもいじめという認識がない。発達の側面などいろいろ絡みながらも、いじめが起きていたとは思っていない。」「こども同士のトラブルは本部には入ってこない。大きなトラブルについては園の中で即日会議が開かれている。」等の発言も見られるなど、こども同士の行為について、当該園または法人として、認識が不足している部分が見受けられた。

(4) 保護者との日常的なコミュニケーション

- ・児童Aは1歳の頃から当該園に通っており、当該園では長年にわたってその成長を見守ってきた。当該園では、令和7年2月に、児童Aの成長の様子について、当該保護者と面談を実施したとのことだが、長年在籍していた児童であるならなおいっそうのこと、面談時のみならず日頃から児童Aの様子をこまめに伝えるなど、当該保護者との丁寧なコミュニケーションを心がけるべきであった。日常的なコミュニケーションの不足によって、卒園間近の出来事で、当該保護者と当該園との信頼関係が崩れてしまったと推察される。

- ・なお、小学校への入学を控える5歳児クラスの児童については、保育所等は、小学校にも在園児童に関する情報を、保護者の同意を得るなどして適切に提供し、保育所等、小学校、保護者の三者で、児童の円滑な入学に向けて必要な支援をすることが重要である。

4 本件における横浜市の対応の問題点

(1) 区の対応について

① 区から当該園への情報伝達や指導の方法

令和7年4月21日の立入調査から令和7年4月30日までの、区と当該園とのやり取りについては、双方の認識に食い違いが見られた。

日付 (令和 7年)	区の認識	当該園の認識
4月 21日	・当該園については、別途、不適切保育疑いの通報があり、立入調査の準備をしている時に、当該保護者から事案①の手紙の件で相談が入ったため、4月21日の立入調査で一緒に確認した。 ・立入調査の最後の、当日のフィードバックの部分でも、再度手紙の件について言及した。園長の方からも「当日言えよよかった、と当該保護者には謝罪済みである。今後何かあれば、該当の保護者には必ず伝える」との話があった。 <参考：局の認識> ・4月21日の立入調査について、不適切保育疑いの件と事案①の手紙の件は、別々に分けて聞き取りをするという方針で立入りを行った。不適切保育疑いの件については複数の保育士にヒアリングを行ったが、事案①の手紙の件については、園長と法人（本部職員）のみにヒアリングした。 ・立入調査では、園長と法人担当者に、当日確認したことをフィードバックした。公的な指導（最終的な指導の区分など）は、当日に伝えるのではなく持ち帰っている。	・区の職員と局の職員が立入調査に来たのは間違いないが、別件の不適切保育の件（保育士が椅子を倒す、腕をつかむなど）だった。その件については当日に「不適切保育にあたる」という口頭指導があったが、手紙の件については指導はなかった。 ・帰りがけに区の係長から、「その後、当該保護者とはどうですか」と声かけがあり、その際のやり取りで「今後何かあれば必ず該当の保護者に伝えるようにする」という趣旨の回答を行った。
4月 28日	・立入調査結果について、15時頃に区の係長が、園長に電話し、口頭指導を行った。 ・区の係長は、この件に限らず、立入調査で口頭指導になった時は、必ず冒頭に「今回の立入調査の結果について	・4月28日頃に園長が区から電話を受けた記憶はあるが、「この間、園長から聞いた件を当該保護者の方にお伝えしたところ、当該保護者から対応が求められているので、園で対応いただけますか」

	は、口頭指導です」と伝えるようにしている。この時も、電話の冒頭で「今回の立入調査の結果については、口頭指導です」と伝えた。 ＜口頭指導の内容＞ ・「民間保育施設・事業所に対する運営指導マニュアル」を基にすると不適切保育に該当するとは言えないかもしれないが、今回の案件は当該保護者に伝えるべき案件であり、口頭指導とした。	という内容だった。口頭指導されたという認識ではない。 ・その電話をふまえて、5月2日に当該保護者に連絡アプリでご連絡した。
4月30日	・区の職員が13時20分頃に、4月21日の立入調査の結果について当該保護者に電話した。立入調査で聞き取った当該園の見解について伝えたところ、当該保護者から「(当該園の説明は)こどもに対して言及がない。こどものことを考えた上での回答であるという内容のメールを園長から再度送ってほしいと、区から言ってもらえないか。」と要望があった。 ・区の職員は、同日16時頃、当該園に電話し、園長に、当該保護者からの要望内容について伝えた。	(・4月30日の出来事については、当該園からは言及がなかった。区が4月30日に電話で伝えたとする内容を、当該園では4月28日のこととして認識している模様である。)

上記のように、区と当該園では「立入調査の目的」「手紙の件について口頭指導があったか」という基本的な部分で認識が食い違っており、区が意図していたことが当該園に正確に伝わっていないことが明らかになった。区役所からの、保育所等に対する情報伝達や指導の方法については、改善が必要である。

② 保護者の気持ちに寄り添った対応

- ・上記「第2 検証の状況」の「1 横浜市の対応経過等」に記載のあるように、令和7年5月12日に、当該保護者から区に対し、メールで「園からメールで回答があったが、こどものことを考えた内容とは受け取れなかったため、区から再度要望を伝えてほしい」との意向が示された。これに対して、区は「区が間に入ることで、当該保護者の意向が正確に伝わらない可能性がある」等の理由で、事案①の手紙の件について「これ以上、区が間に入って調整することはできかねる。当該事案以外で気になることがあれば、またご連絡いただきたい。」という趣旨のメールを当該保護者に返信している。

- ・区は、当該保護者に上記のメールを送った理由として、「本事案の主たる問題は、園と保護者との間のコミュニケーションの不調にあるのではないかと判断した。区が間に入ることに

よって解釈の違いや誤解が生じる可能性もあることから、当事者同士で対話を行うことが解決に資するのではないかと考えた。」ためとしている。当該園と当該保護者のコミュニケーションが上手くいっていない、という区の認識は間違いではないが、当該保護者もそうのように感じていたからこそ、区に間に入ってほしいと望んだものと思われる。区としては、当該保護者の意図を汲んで、当該園との間に入って双方の仲立ちをするなど、当該保護者の気持ちに寄り添った対応を行うべきであった。

③ 保護者へのフォローアップ体制

- ・区は令和7年5月12日に、当該保護者に上記②のメール（「以下、当該メール」という。）を送信した。しかしながら、上記「第2 検証の状況」の「1 横浜市の対応経過等」に記載のあるように、令和7年10月7日に、局が当該保護者に電話で連絡した際、当該メールは当該保護者に届いていなかったことが判明し、令和7年10月10日に、区が当該メールを当該保護者に再送信した。したがって、当該保護者としては、令和7年5月12日に自身が区に送ったメールについて、区から回答がないまま約5か月が経過した、という認識になる。

- ・一方、区は、令和7年5月以降、当該保護者から当該メールについての返信がないことは認識していたものの、児童Aのきょうだい児が当該園に在籍していたこともあり、「当該保護者と園との間で何らかのコミュニケーションが継続しているもの」と考えていた。この点、区の対応については、「返信が来ないから大丈夫だろう」との受け身な姿勢ではなく、しばらく返信がなければ電話で確認する等のフォローアップを行うことが望ましかった。メールに返信が来なかった場合の再確認の方法等を検討する必要がある。

(2) 局の対応について

① 口頭指導の方法

令和7年12月19日に局が当該園に対して行ったとされる口頭指導については、双方の認識に、相当の食い違いが見られた。

局の認識	当該園の認識
・令和7年12月19日に当該保護者へメールを送る前に、局の係長が、園長と法人の担当者に、それぞれ電話で伝えた。 ・令和7年11月11日に調査を行い、その後に確認できた事項に基づいて、当該保護者あてのメール文案を読み上げて、このように回答します、と伝えた。行政から当該保護者に回答した内容を当該園が知らないと、当該保護者と当該園とのやりとりの中で齟齬が生じてしまうため、事前に連絡した。 ・「行政として、今回の手紙の案件については子どもへの影響が懸念される事案であるので、当該保護者に速やかに情報を伝えて園と家庭で子どもの様子を確認しながら子どものケアを行って行く事案であった	・局から園長あてに電話があったのは事実。その中で「園は当該保護者にすぐ伝えればよかったと今は考えており、当該保護者にもその旨伝えたということですね」と聞かれ、園長は「そのとおりです」と答えた。しかし、訓戒のようなことは聞いていないし、「この電話連絡を口頭指導とする」という発言も聞いていない。

という認識をしている。法人としてもこのように認識していただいていますよね。」ということについても、法人の担当者に伝えた。 ・当該園や法人への電話で、指導の区分まで伝えられていたかは記憶では難しい。局としての認識と園としての認識については確認して、今後こういうことはないようにとは伝えている。明確に口頭指導と言った記憶はない。 ・口頭指導の際に、電話等で冒頭に「口頭指導です」と言う等は、マニュアルで細かく定めてはいない。	・市の職員の言い方が「もう少しこうすればよかったですね」という言い方であると、口頭指導とは認識しない。
--	---

局と当該園の間では、電話があったという認識は共通しているものの、当該園では、局の電話の内容を単なる事実確認と捉えており、口頭指導を受けたという認識はなかった。

局の電話の意図は、当該園にはほとんど伝わっておらず、上記4(1)の区役所から保育所等への情報伝達や指導方法のあり方と合わせて、どのようにすれば、横浜市から保育所等に対して、指導の内容等が正確に伝えられるのか、見直しが必要である。

② 指導案件の「終結」の判断方法

- ・事案①の手紙の件については、令和7年5月12日に区が当該保護者にメールを送信して以降、当該保護者からの新たな要望や当該園からの相談がなかったため、令和7年8月19日に、区局で協議のうえ対応を終結とした、とされている。その際、区の認識では、不適切保育の件をメインで終結としたものであり、事案①の手紙の件については、当該保護者の下の子（児童Aのきょうだい児）が当該園に通っていたので、当該保護者は当該園と引き続き関わりがあるため、また何かあれば対応する必要があると考えており、区の受け止めとしてはこの件については完全に終結という考えではなかった。また、区の認識では、一般に、運営指導の終結判断については局から進捗確認があり、その時の状況で判断している。

- ・一方、局の認識としては、事案①についての終結判断は、基本的に区が行ったものと記憶しており、局でもその判断について確認したものの、終結とした理由等について、即時に区から共有されたかは不明確である、としている。

- ・これらの事実や、局が策定した「民間保育施設・事業所に対する運営指導マニュアル」（以下「運営指導マニュアル」という。）では、口頭指導案件については区の判断で終結することとされていることから、事案①の終結判断については、実質的には、区の判断を局が追認した、という方が実態に近いと考えられる。この対応については、運営指導マニュアルに沿ったものであるが、口頭指導案件については区の判断で終結する、というルール自体も、区局の双方で判断するなど、見直しを図る必要がある。

第3 再発防止のための提言

1 こども同士の関わりに関する理解の促進

- ・保育所等において、児童の間でいじめに相当するような行為が発生した場合、保育者はこれを放置せず、適切に介入することが求められる。

・また、いじめに相当するような行為に該当するか否かを問わず、子どもたちは、保育所等において、日々の生活や集団での関わりを通じて人間関係を学んでいくのであるから、保育者は、子どもの発達段階や保育の特性について、日々の保育の中で配慮していく必要がある。

・このため、保育所等においては、子ども同士の関わり方やそこから生じるトラブル等に保育者がどのように介入するのが適切か等について研修を行い、乳幼児期の行動の特性とその対応方法について理解を深めるとともに、子ども同士の関わり方について、一人一人の保育者が感度を上げる必要がある。

・なお、とりわけ幼児期の子ども同士の関わりに関しては、保育者が時には「これはいじめに相当する行為なのかもしれない」と想定したうえで対応することも、今後は必要となってくるのではないかと。

これらを踏まえて、次のとおり提言する。

- (1) 横浜市として、幼児の理解についての研修を実施し、市内の保育所等の受講を促進すること
- (2) 横浜市として、子ども同士のいじめに相当すると考えられる行為や、子ども同士の不適切な関わりについて、実際に起きた事例をとりまとめて市内の保育所等に共有し、各園の研修等での活用を促すこと
- (3) 市内の保育所等においては、子ども同士の関わり方や保育者の介入方法について、研修や日々の保育を通じて、保育者同士の意見交換を随時行い、異変に気づきやすい環境を作ること

2 園による保護者への迅速・適切な報告や保護者との円滑なコミュニケーションを推進できる仕組みづくり

・保育者は、子どもにとっての最善の利益を第一に考える必要がある。保育所等においては、①園で発生した出来事について、子どもへの影響が懸念される事案に関しては、保護者に迅速に伝えること、②保護者と日頃から円滑にコミュニケーションを取ること、③悪い情報ほど、速やかに園内や法人本部への報告・連絡・相談を行うこと、等について、具体的な方法をマニュアル等で定めるとともに、保護者とのコミュニケーションをテーマとした研修等を実施することが望ましい。

これを踏まえて、次のとおり提言する。

- (1) 横浜市として、保育所等の危機管理や「報・連・相」、保護者とのコミュニケーション等についての研修を実施し、市内の保育所等の受講を促進すること
- (2) 市内の保育所等においては、異変の察知、園長や法人への報告・連絡・相談、保護者への報告について、マニュアル等で手順を定めること
- (3) 市内の保育所等においては、各園や法人で実施している研修の方法を工夫し、動画の視聴等に留まらず、保育者同士が積極的に意見交換や日々の保育の振り返りを行えるような、より実践的な研修を行うこと

3 市職員が保護者に寄り添った対応を行える体制の構築

・区役所の窓口には毎日多くの来庁者が訪れ、職員も繁忙であることは事実である。しかしながら、子育てに不安や悩みを抱える保護者にとって、区役所は最も身近な相談窓口であり、職

員には、保護者の気持ちに寄り添って対応できるような、受容的なマインドの醸成が不可欠である。また、現場を支える市役所（局）職員についても、同様のことがいえる。これを踏まえ、次のとおり提言する。

- (1) 横浜市として、区や局の職員を対象に、相手の立場に立って考える共感力、傾聴力、保護者と保育所等の間に入って円滑に調整するスキル等、総合的な対応力を高められるような研修を行うこと

4 保育所等への口頭指導方法の見直し等

- ・本件では、区と局が行ったとされる2度の口頭指導について、当該園が指導を受けたという認識を持っておらず、区局と当該園との間で情報伝達が上手くできていなかったことが浮き彫りとなった。

- ・口頭指導の方法については、法令等に明確な定めがある訳ではないが、横浜市が指導した内容が保育所等に正確に伝わらなければ、指導の意味を成さない。指導は、保育所等に改善を促すための手段であって、指導の内容が園内で広く共有され改善が進むことが目的である。

これらを踏まえて、次のとおり提言する。

- (1) 口頭指導の方法について改善を図ること。たとえば、口頭指導を行う場合は「今から口頭指導を行います」等、指導であることが明確にわかるように伝える、口頭指導を実施した日付と内容についてEメール等で記録を送付する等、指導の内容が保育所等に正確に伝わるよう工夫すること
- (2) 保育所等への運営指導を行った際の「終結」の判断方法について見直しを行うこと。口頭指導案件については、現在は区の判断で終結としているが、区局双方で判断すること等も検討すること

5 児童及び保護者に対する支援

- ・いじめに相当すると考えられる行為に遭った児童と、児童を支える保護者は、一連の出来事によって心身に大きな影響を受けていることが想定される。このため、次のとおり提言する。

- (1) 横浜市として、児童と保護者が、それぞれの状況に合わせて、区役所などの関係機関から適切なサポートを受けられるよう、支援すること

6 保育の質の向上に向けた人材確保

- ・こどもたちが尊重され、適切な環境のもとで育つためには、保育の質の向上が欠かせない。一方で、近年、少子化の影響等もあり、保育士と幼稚園教諭の養成校に入学する学生数が減少しており、市内の保育所等でも人材確保が難しくなっている。

- ・保育の質を向上させるためには、保育人材を確保し、モチベーションの高い保育者が、心のゆとりを持てる状況で保育を行うことができる環境が必要である。

これらを踏まえて、次のとおり提言する。

- (1) 横浜市として、保育士と幼稚園教諭の養成校や市内保育所等と連携して、保育の質の向上に向けた人材確保の取組を引き続き進めること

おわりに

保育所保育指針では、保育所を「子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場」と位置付けており、保育においては、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」とされている。また、日々の保育を通じて、こどもたちは、幼児期の終わりまでに「友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。」ことが望ましい。

そのためには、保育者が、一人ひとりのこどもの発達過程を理解し、人権に配慮しながら、こどもの成長を適切に支援していく必要がある。

本報告書では、市内の認可保育所で発生した事案について検証し、再発防止策の検討を行ったが、当該保育所における再発防止策に留めるのではなく、市内の各保育・教育施設に周知し、横浜市と保育所等が、共にこどもの最善の利益を第一に考え、保護者との円滑なコミュニケーションを推進できる体制を整えることを期待する。

また、横浜市においては、本報告書の内容をふまえ、具体的な再発防止策の策定に取り組む必要があること、併せて、横浜市及び保育所等においては、こども同士のトラブル等について、引き続き、国のガイドラインに沿った対応を行うよう申し添える。

最後になるが、当部会は、辛い経験をした児童Aに思いを寄せるとともに、児童Aが関係機関の適切なサポートを受けて、元気に学校生活を送れるようになることを心から願っている。また、市内のこども一人ひとりが、保護者、保育所等、学校をはじめ、周囲の大人たちに温かく見守られながら、健やかに成長することを祈ってやまない。

以上